

登録規程

公益財団法人 日本レスリング協会

(平成25年4月1日)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本レスリング協会（以下「本法人」という）の定款第38条及び49条並びに内規第13条及び第14条の規定に基づき、役員、競技者等の実態を把握し、レスリングの健全な発展・普及を図るため、登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録会員の種類)

第2条 登録者の種類は、役員（審判員・を含む）、全ての競技者・賛助会員とする。

- (1) 役員とは、本法人の理事、評議員、監事、各都道府県の会長、理事長、傘下団体の会長、理事長及び各競技団体（大学、高校、中学、クラブ）において指導的な活動している者並びに各団体において役職員として認められた者であって所定の登録手続きをとった者をいう。
- (2) 競技者とは、レスリング競技を行っている者で、所定の登録手続きをとり、登録した者をいう。なお、役員として登録した者が、競技者として活動することを妨げない。
- (3) 賛助会員（個人）とは、レスリング競技に理解を示し、本法人の目的に賛同する者で、所定の手続きをとり、登録した者をいう。
- (4) OB・OG会員とは、過去レスリング競技に携わった競技者に対しては所属団体及び個人で所定の登録手続きをとり、登録した者をいう。

(登録費)

第3条 本法人への年間登録費は、別紙登録規程細則に定めるものとする。

(登録責任者)

第4条 都道府県協会及び各傘下団体連盟は、登録に関する責任者（以下「登録責任者」という）を各協会及び各種団体毎に指名し、円滑迅速な登録業務（登録者の把握等）に務めるものとする。

(登録の手続き)

第5条 本法人への登録は、各都道府県・傘下団体・連盟の代表名、または個人でWeb登録システムにて行う。OB・OGの登録は、個人及び団体とする。

なお、団体の場合は会の所在地ならびに代表者の氏名を日本レスリング協会に提出の上Web登録システムにて行う。

- (1) 本法人は、役員・競技者・賛助会員の登録に関する内容をホームページ等で案内する。

(2) 登録責任者は、登録希望者に登録内容に関する手続きの方法や内容について説明するとする。

また、Web登録後、会員証をダウンロードし、登録完了者へ渡すものとする。

個人で登録する場合も同じとする。

(3) 登録責任者及び本法人は、登録内容を個人情報と扱うものとする。

なお、レスリング競技関連資料として必要に応じ、公表することに登録者は同意したものとする。

(会員証の効力)

第6条 本法人、都道府県協会及び傘下団体・連盟の主催する競技会・大会（以下「競技会等」という。）に参加する選手・コーチは必要に応じて登録証を提示しなければならない。提示を求められて提示出来ない場合、その競技会等及び本法人関連行事に参加することは出来ない。

*（コーチとは、セコンドに付く者をいう。）

会員証の効力は、毎年3月末日までの1年間とし、登録申請は毎年度3月1日～6月30日までとする。

未登録者は原則として日本レスリング協会及び団体・連盟主催の大会、指導者講習会等に参加することは出来ない。

(団体の加盟登録費)

第7条 本法人の都道府県協会及び各傘下団体連盟は、団体加盟登録費として、書式1に必要事項記入の上、本法人に納入する。

(本部役員登録費)

第8条 役員登録費として、本法人に納入する。

*別紙登録規程細則に定めるものとする。

(登録者・登録団体の義務)

第9条 本法人登録者及び加盟傘下団体の義務・遵守事項については、別に定める競技者規程・加盟団体規程による。

(各登録費の使途)

第10条 各登録費については、100%以下を法人会計として使用することができる。

(罰則)

第11条 本法人の登録者は、不正な登録手続き等をした場合及び本法人の倫理規程、競技者規程、加盟団体規程に違反したと認められたときは、倫理規程に基づく処分を受けるものとする。

(不服申立)

第12条 本法人の決定した処分に不服があるとき、本法人・登録者及び加盟団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決に向けて適切に対応するものとする。

(厳守事項)

第13条 登録会員は、下記各号に定める行為をしてはならない。

- (1) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等他人に精神的または身体的な苦痛を与える行為。
- (2) 反社会的勢力に該当する者と社会通念上、不相当な関係をもつこと。

第14条 登録方法及び登録期間については、別紙登録規程細則によるものとする。

附則

本規程は、公益財団法人の設立の登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。

附則

本規程は、一部改正し、令和4年3月1日から施行する。

(第2・3・5・6・7・8・9・12条、加条13・14条)